



喜多方市

農業委員会だより

第9号

平成29年9月

編集発行

喜多方市

農業委員会

☎ 0241 (24) 5255



次代を担う子供たち

農業科学習で農作業に取り組む「堂島小学校」の児童



堂島小学校

大堀 宏重校長

未来を担う子供たち

の柱は、「二からの体験」です。つまり『初から苗を育て稲刈り、収穫、わら細工体験と稲作にかかわる全てを体験する』というものでした。余すところなく自然を活用し、命を繋ぐ農業から学んでほしいということです。この願いは、現在も本校の農業科の実践に脈々と引き継がれています。先の田植えの活動は、水は冷たかったものの、児童は絶好のコンディションの中、泥の感触を足で感じながら苗を植えていきました。あちこちで生き生きとした笑顔が見られ、「虫がいるから」と田んぼに入るのをためらっていた児童も、いつの間にかみんなと一緒でした。自然という先生は、子供たちをどどんたくましくしてくれます。子供たちは、はしやぎながら命のはじめを感じ、自然との共存を実感してくれます。また畑での栽培活動は、それぞれの作物に応じて体験します。そしてゴールは、栽培の指導をして下さった方との感謝パーティーです。

このような活動を通じ児童は、心の豊かさ、活動の段取りの工夫、昔の道具の仕組み、田の動植物の自然、そして共同作業の一体感、教えていただく方への感謝、もちろん収穫の喜びなど、言葉では語りつくせない事を学び取ってくれます。堂島小の子供たちにとって農業科は、過去から未来につながる貴重な体験となっています。

おわりに、昨年度の三年生の農業科の作文を紹介します。「何百年も前からお米や野菜が当たり前に作り続けられているって本当にすごいことだと感じました。僕は農業科の活動をおして、いろいろな事を考えることができました。今年の米作りは終わってしまいましたが、来年やる時は、今年感じたことを思い出しながら活動したいと思います。」

堂島小学校は、平成20年度から市内全小学校で農業科に取り組む以前より、地域に根ざした特色ある教育として稲作活動での学びを実施してまいりました。当初から稲作活動

視察研修報告 「資源循環型農業」と 「攻めの農業をしている 農事組合法人」

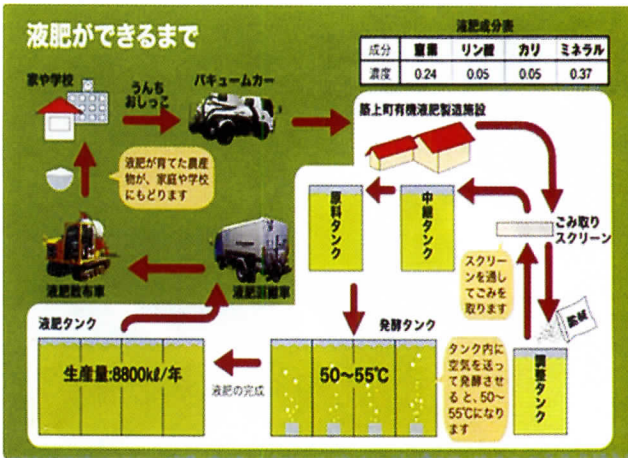
福岡県築上町
大分県豊後大野市

農業委員会では、6月21日～23日の日程で、福岡県築上町（有機液肥製造施設）、大分県豊後大野市農事組合法人芦刈農産において、循環型農業と中山間地における営農事例を視察研修して来ました。

築上町は、福岡県東部に位置し、人口2万人で周防灘に面し農業・漁業の町です。当町は、平成6年から「資源循環社会」を推進するため、持続可能な循環型農業として、町内から回収した「し尿」を有機液肥に加工し農地に散布しています。通常、し尿や浄化槽の汚泥はバキュームカーで回収し、し尿は処理施設で水やエネルギーを使用して放流可能な水質に変換、汚泥は乾燥のうえ焼却しています。有機液肥化は約4分の1のエネルギー消費で可能（エコ）であり、化学肥料と比較してコストの低減になります。

有機液肥の製造工程は、バキュームカーで回収し、まずごみを除去してから酵素を加え空気を送り好気性菌を活発にして発酵させています。この時、発酵温度は50～55度になるため大腸菌や寄生虫の卵などは死滅します。発酵から液肥が出

来るまでは21日を要し、完成するとし尿の臭気がなくなります。液肥をタンクに貯蔵し、農家からの要請により運搬し、専用に開発した散布車で農地に散布します。当初から順調に計画が進んだ訳ではなく、いろいろな工夫をして現在に至っているとの事でした。特に、化学肥料に比べて極端にリン酸が少ないことについては、消火器メーカーが消火剤をリサイクルして開発した肥料を混入し、低コストでリン酸分の補充を可能としました。さらには、子供達への「循環授業」による循環型農業の教育や、学校の完全米飯給食や地元野菜を積極的に取り入れ、日本型食生活の取り戻しをしています。



農事組合法人芦刈農産は、平成28年全国優良経営体表彰（集落営農部門）で農林水産大臣賞を受賞しています。本組織は、基本理念を「攻めの農業・イノベーション」とし、戦略に「品質管理を重視した、芦刈農産ブランドのものづくり」としてサツマイモのブランド化やホームページを開発し、直販・ネット販売に積極的に取り組んでいます。組織運営においては、組合長・男性専従者4名・女性事務員1名を専従者とし、他はパート従事者です。特に男性専従者のオペレーターの方は、当初、地元の高齢者を採用していましたが、必要な時期に人数が集まらないことから、現在は他地区の若年者を採用しています。また、担い手育成の面では、県農業大学の卒業生から2名を採用して専従者としています。基本理念に掲げているように経営全体に「攻めの農業」の企画を推進している元氣な農事組合法人でありました。

【芦刈農産の営農状況】

◆作付面積合計46ha（水稲7ha・小麦15ha・大豆17ha・サツマイモ3ha・スイートコーン3ha・アスパラガス0.4ha・その他野菜0.6ha）

◆農家数40戸（主業農家2戸・準主業農家5戸・副業的農家18戸・自給的農家15戸）

◆構成員57名 内専従者（組合長・男性

雇用4名・女性事務1名）

◆平成29年度総収入予想 9千万円

◆販売方法 小麦・大豆は農協（大豆の一部は豆腐として自社ブランドで委託生産して販売）、それ以外の生産物は直売・ネットにて販売、特にサツマイモについては「はるか姫」と命名して商標登録し生食として販売しており、温度管理された貯蔵庫に保管し、冷凍焼き芋や規格外品をペースト状にして通年販売出来るシステムを作り、労力の平準化や廃棄生産物の製品化をしています。

（佐藤健一委員）



芦刈農産での視察研修

地

区

だ

よ

り

「農産物安全認証制度」 の取り組み

関柴町

平成28年4月に株式会社渡部ファームとして関柴町小松地区に設立する。代表取締役社長は、渡部 一さん(47歳)、社員6名・パート3名・キュウリ収穫専門員5名で、事業内容は、施設ハウスキュウリ67坪・16棟・水稲17畝内ホルクロップ3畝で、特にキュウリは5畝箱で年間約1万3千箱を出荷しています。夏場のハウス内温度は40度以上にもなり、キュウリに毎日灌水しているため湿度も80%以上となり、暑さも倍増する過酷な環境の中、社員一同頑張っているそうです。

今後の事業展開についても熱く語っていただきました。

①「ハウスの増設」②「自動灌水装置(県補助事業)の導入」この2つの事業をすぐにも実施して行きたいとのことでした。また、平成32年取得に向けGAP「農産物安全認証制度」にも取り組み、水稲においても農業委員会・中間管理機構を

とおして引き受け、少しでも耕作放棄地にならないよう取り組みたいとバイタリティーあふれる社長さんでした。

(豊子光喜委員)



株式会社渡部ファームの皆さん



キュウリの出荷作業風景

「家族に自分の作った野菜を」想いを
胸に都会から地方へ

熱塩加納町

熱塩加納町米岡字針生の畑田京平さん(34歳)は、農業次世代人材投資資金の支援を受け、今年よりキュウリの栽培に取り組んでいる新規就農者です。

現在は、37坪の畑を借り受け、4棟のビニールハウスを建て作付けしました。

以前は、東京に住んでいましたが、子供が3人になり、奥さんの田舎で自分が作った野菜を食べさせたいとの思いから、平成27年9月に喜多方市に移住しました。キュウリ農家を志したのは、移住後にアルバイトでキュウリの収穫をしたのがきっかけで、平成27年11月に農業職業訓練校に入校し、就農研修を受けたのち、平成28年5月からは、福島県「新・農業人定着化促進支援事業」を活用し、高郷町の(株)みなもと農園で研修を受け、畑作のノウハウを学んだそうです。

スムーズに就農できたのは、地域の皆さんと市の担当者の支援と協力で針生地区(人・農地プラン)の担い手として位置付けられたのが重要であったと話していました。

今後の抱負は、育児や家事を担う奥さんの献身的な協力への感謝の気持ちを胸に、販売高の向上に取り組みたいとのこと

とです。

農業従事者の高齢化や後継者不足が進むなか、担い手として新規参入することで、地域農業者の意識高揚と更なる活性化が計れるよう期待いたします。

(木戸賢治委員)



販売高の向上に意気込む畑田さん



キュウリの出荷作業風景

農地委員会より

京野 貞夫
農地委員長

昨年、管内

の農地パトリ
ールを実施し
たところ、農
地転用の許可

を受けず、無断で農地の転用が行われていたり、農地転用許可に係る事業計画どおりに転用が行われていないなど、無断・違反転用が見られました。また、一般の方からの通報もありました。

案件によっては、申請をすれば速やかに解消されるもの、また、法的な手続きを必要とするものもあります。場合によっては、懲役、若しくは高額な罰金に処せられることもありますので、事前に農業委員会窓口での適正な申請を行うことが大切です。

当委員会では、農地転用等の事案について調査を行い、本市農地行政の円滑な推進を目的に協議・検討を重ね、解消へ向け努力しており、これらの事案が発生した場合、随時、会議を開催し、現地調査、事情聴取等を十分考慮し判断します。また、遊休農地、耕作放棄地の発生防止と解消へ向けた協議を進めています。

今後とも農業委員会の役割を果たすよう努力したいと考えています。

農業委員会法改正の概要について

農業委員会法が改正され平成28年4月1日に施行されました。法律改正では、農業従事者の減少及び高齢化の進行などの農業情勢の変化による農地の荒廃や担い手不足が深刻化していることから、「農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）」を強力に推進していくことが最も重要な事務として位置付けられ、農業委員の選出方法が変更されるとともに、農地利用最適化推進委員が新設されました。

◎改正法の概要

■農業委員の選出方法の変更

現行の選挙制と市町村長の選任制の併用から、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制へ変更。

■農地利用最適化推進委員の新設

担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等の現場活動を行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱。

◎農業委員の任命及び

農地利用最適化推進委員の委嘱までの日程

平成29年 9月	農業委員会法改正に伴う関係条例案を市議会に上程予定
平成29年10月	農業委員及び農地利用最適化推進委員の推せん・募集開始（概ね1ヶ月間）
平成29年12月	農業委員の人事（議会同意）案件を市議会に上程予定
平成30年 1月	農業委員の任命、農地利用最適化推進委員の委嘱

農地の売買・転用等には、許可が必要です。

○農地のまま貸借または売買する場合

◆農地法第3条の許可

申請書類 1部提出

○農地を農地以外の用途（宅地、駐車場、資材置場など）に転用する場合

◆農地法第4条（自己所有地の転用）

◆農地法第5条（他人名義の農地を貸借・売買により転用）

申請書類 2部提出

○許可申請書の締め切り：毎月末日

※当該日が土・日または祝日等の場合には、その翌日

○農業委員会総会の開催：毎月17日頃

※農地を取得する農業者または農地を転用する事業者・内容・場所などにより、作成書類が異なる場合がありますので、事前にご相談ください。

（農業委員会事務局農地係 ☎0241-24-5273）

購読しま
せんか？全国農業
新聞

「全国農業新聞」

農業に関する情報や地域話題が満載です。
経営と暮らしに役立つ情報をお伝えします。

●発行…毎週金曜日

●購読料…月額700円

●申込み…農業委員または農業委員会事務局

編集後記

平成29年度前期の農業委員会だよりをお届けします。

今回の視察研修報告でご紹介した農事組合法人 芦刈農産は、「攻めの農業」を基本理念としネット販売に積極的に取り組まれているなど、先進的な経営を行っておりです。皆様も今後の参考としていただければと思います。これからも、農業者の皆様に役立つ広報誌を目指して発信してまいりますので、よろしくお願いたします。



委員長 齋藤 誠一
副委員長 木戸 賢治
委員 長谷川 庄次
委員 佐藤 健一
委員 豊子 光喜
委員 大堀 美栄子
委員 原 源一